

## 地方税財政制度の抜本的な改革を求める意見書

地方自治体が地域の実情に即した施策を自主的・自立的に行うためには、仕事量に見合った税財源が確保されなければならない。

よって、政府においては、地方税財政制度の抜本的な改革を図るため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている乖離を縮小し、地方が担う事務と責任に見合う国と地方の税源配分とすること。
- 2 地方交付税の財源調整及び財源保障機能が適切に発揮されるよう、国税の法定率引上げ等により地方交付税総額の増額を図ること。
- 3 特例的な措置である臨時財政対策債は速やかに廃止して、本来の姿である地方交付税に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月24日

内閣総理大臣  
財務大臣殿  
総務大臣

座間市議会議長 京 免 康 彦